

通常総会議事録の作成

総会の議事については、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならないと商店街振興組合法で定められています。

○総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならないと商店街振興組合法施行規則で定められています。

○商店街振興組合法施行規則により、総会議事録に記載が義務付けられている事項は次のとおりです。

- (1) 開催された日時及び場所（ハイブリッド型バーチャル組合総会を開催した場合は、開催場所に存しない役員又は組合員の出席方法についても記載が必要）
- (2) 出席した役員の氏名（ハイブリッド型バーチャル組合総会を開催した場合は、開催場所に存しない出席役員の氏名も含む。）
- (3) 議長の氏名
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (5) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (6) 《監査権限限定組合の記載事項》

監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

《業務監査実施組合の記載事項》

監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総会に報告した調査の結果又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

- (7) 《監査権限限定組合の記載事項》

監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

総会議事録の記載事項は、上記の商店街振興組合法施行規則で定められた記載事項の他、組合の定款においても記載すべき事項を規定していますので、それらに沿って作成する必要があります。

○現行法では、議長及び出席理事の署名又は記名押印は義務付けられていませんが、旧法に準じた定款で署名又は記名押印を行う旨の規定がある組合においては、これを省略することができませんのでご注意ください。署名又は記名押印を廃止するには、定款変更を行わなければなりません。

○責任の所在の明確化、真正性の担保の面から署名又は記名押印を残しておくことが望ましいとされています。

【 参 考 】

ハイブリッド型バーチャル組合総会 …

物理的な場所を定めるとともに、当該場所に在所しない理事や組合員等が、インターネット等の手段を用いて、総会に法律上の「出席」をすることができる総会をいう。